

おきでんシュガーホール新人演奏会オーディション規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本オーディション及び演奏会の名称は、「おきでんシュガーホール新人演奏会オーディション」(以下「新人演奏会オーディション」という。)とし、国際的名称を「OKIDEN SUGARHALL COMPETITION FOR DEBUT CONCERT」とする。

(目的)

第2条 新人演奏会オーディションは、将来性において優れた音楽家を発掘し育成すること及び地域の音楽文化の振興、国際交流の推進に寄与することを目的として開催する。

(主催者及び事務局)

- 第3条 新人演奏会オーディションは、南城市、沖縄電力株式会社及び沖縄タイムス社が主催する。
- 2 新人演奏会オーディションの事務局を南城市文化センター内(沖縄県南城市佐敷字佐敷307)に置く。
 - 3 事務局の構成及び具体的な業務内容及び役割等については、別に定める。
 - 4 新人演奏会オーディションの会計事務については、南城市文化センター指定管理者が行う。
 - 5 新人演奏会オーディションの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(参加資格)

- 第4条 参加資格は、国籍を問わず、各部門とも別表第1 に定める年齢の者とする。
- 2 新人演奏会オーディションに参加しようとする者(以下「参加申込者」という。)のうち、次に該当する者については、応募することができない。
 - (1) 過年度の新人演奏会オーディションのグランプリ及び優秀賞受賞者
 - (2) 国際規模の音楽コンクール及び全国規模の国内音楽コンクール等の最高位受賞者

(構成、募集対象、場所及び期間)

- 第5条 新人演奏会オーディションは、オーディションと新人演奏会で構成する。
- 2 募集対象は、声楽、ピアノ、弦楽器及び管・打楽器の4部門とする。
 - 3 新人演奏会に出演する者(以下「新人演奏会出演者」という。)を選考するため、予備審査及びオーディションを行う。
 - 4 オーディションは、予備審査を通過した者について行う。
 - 5 新人演奏会オーディションは、南城市文化センター・シュガーホールで毎年開催し、その開催日程は別に定める。

(運営委員会)

- 第6条 新人演奏会オーディションの企画及び運営の適正を期するため、おきでんシュガーホール新人演奏会オーディション運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。
- 2 運営委員会に主催者委員と専門委員を置く。
 - 3 主催者委員は、南城市教育部長、沖縄電力株式会社総務部広報グループ長及び沖縄タイムス社文化事業担当役員の職にある者をもって充てる。
 - 4 専門委員は、次に掲げる者で構成し、主催者を代表して南城市長が委嘱する。
 - (1) 過年度の審査委員のなかから県内在住者1人及び県外在住者1人
 - (2) シュガーホール芸術監督等の職にある者
 - (3) 南城市文化センター運営審議会委員1人
 - (4) 県内音楽関係者1人
 - (5) その他主催者が必要と認めた者

- 5 運営委員会は、主催者の付託に応じ次の重要事項を審議し決定する。
 - (1) 募集要項
 - (2) 審査委員
 - (3) 賞制度
 - (4) その他運営にあたっての重要事項
- 6 専門委員の任期は4年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。委員は再任を妨げない。
- 7 運営委員会に委員長を置き、委員長は運営委員の互選によって選出する。
- 8 運営委員会の会議は、原則として7月までに開催するものとし、委員長がその議長となる。

(予備審査委員会及びオーディション審査委員会)

第7条 審査を適正に行うため、予備審査委員会及びオーディション審査委員会を設ける。

(予備審査委員会)

第8条 予備審査委員会は、委員 5人以内で構成する。

- 2 予備審査委員は、次に掲げる者のうちから運営委員会が選任し、主催者を代表して南城市長が委嘱する。
 - (1) 当該年度オーディション審査委員
 - (2) シュガーホール芸術監督等の職にある者
 - (3) 音楽家又は音楽関係者としての実績を持つ者
- 3 予備審査委員会に委員長を置き、委員長は予備審査委員の互選によって選出する。
- 4 予備審査委員は、審査に際し、常に公平な評価をしなければならない。
- 5 予備審査に立ち会った者は、その内容を妄りに口外してはならない。
- 6 会議の議事は、非公開とする。

(オーディション審査委員会)

第9条 オーディション審査委員会は、新人演奏会オーディションの趣旨を理解し、国際・全国レベルでの音楽家としての実績を持つ音楽関係者で構成する。

- 2 オーディション審査委員会は、次に掲げる者のうちから運営委員会が選任し、主催者を代表して南城市長が委嘱する。
 - (1) 音楽評論家 1人
 - (2) 作曲家 1人
 - (3) 指揮者 1人
 - (4) 声楽家 1人
 - (5) ピアニスト 1人
 - (6) 管・打楽器奏者 2人
 - (7) 弦楽器奏者 1人
 - (8) その他必要とする者 若干名
- 3 オーディション審査委員のうち、少なくとも1人以上は県内在住者若しくは県出身者でなければならない。
- 4 オーディション審査委員会に委員長を置き、委員長はオーディション審査委員の互選によって選出する。
- 5 オーディション審査委員は、審査に際し、常に公平な評価をしなければならない。
- 6 オーディション審査委員は、オーディション終了後に開催されるレセプションに出席し、オーディションに出場する者(以下「オーディション出場者」という。)に対して必要に応じアドバイスを行うことができる。
- 7 オーディション審査に立ち会った者は、その内容を妄りに口外してはならない。
- 8 会議の議事は、非公開とする。

第2章 参加申込、予備審査及びオーディション

(参加手続)

第10条 参加申込者は、次に掲げる書類及び音源を別に定める期間内に事務局へ届けなければならない。

- (1) 運営委員会の指定する様式による参加申込書
 - (2) 別表第2に従いオーディション時に演奏する曲を録音した音源
 - (3) おおむね6箇月以内に撮影された写真1枚
 - (4) 出生証明書等の年齢を証明する公式文書(コピー可)
- 2 書類及び音源を郵送する場合、事務局指定の方法にて送付しなければならない。
 - 3 音源に録音する演奏は、1年以内に参加申込者が行ったものとし、録音に際して何らかの編集を行ってはならない。
 - 4 第1項の規定により届けられた書類及び音源は返却しない。また提出された顔写真については、主催者が広報活動等で使用することができる。
 - 5 特別な理由があると認める時は、運営委員会の委員長が第1項に規定する届出期間を延長することができる。

(参加料)

第11条 参加申込者は、参加料として日本円で1万2千円を別に定める日までに事務局に支払わなければならない。この場合において、振込手数料は参加申込者が負担する。

- 2 参加料は、返還しない。

(予備審査)

第12条 予備審査は、第10条の規定により提出された書類等により書類審査と音源審査を行う。

- 2 オーディション出場者は、予備審査委員の評価に基づき合議により予備審査委員長が決定する。事務局は結果通知を別に定める日までに参加申込者本人に送付する。
- 3 オーディション出場者は、おおむね30人とする。
- 4 第2項の規定による決定については、いかなる異議及び不服の申立ても、これを認めない。

(オーディション)

第13条 オーディションは、オーディション出場者及び必要なピアノ伴奏者で演奏することにより行う。

- 2 演奏は、提出音源と同じ曲目とし、暗譜で行い、公開する。
- 3 演奏順序は、予備審査委員会で協議し決定する。事務局は、演奏順序を本人に事前に通知する。
- 4 オーディション出場者は、演奏に必要なピアノ伴奏者を同伴しなければならない。ただし、国外在住者でピアノ伴奏者を同伴できない場合は、予備審査の結果通知を受けてから1週間以内に主催者に斡旋を要請することができる。その際のピアノ伴奏者への謝礼はオーディション出場者の負担とする。
- 5 円滑な審査のため必要があると認めるときは、オーディション審査委員会は、オーディション出場者に対し演奏を中断するよう指示することができる。
- 6 前項の規定による指示があったときは、オーディション出場者は速やかにその指示に従わなければならない。この場合における演奏の中断は、審査に際して何ら評価に影響を及ぼさないものとして処理する。
- 7 オーディション出場者は、オーディション終了後に開催されるレセプションにおいて、オーディション審査委員より時間の範囲内でアドバイスを受けることができる。
- 8 オーディション出場者の経費については、ピアノ伴奏者に係る経費を含み全てオーディション出場者が負担する。

(オーディションの審査)

第14条 オーディションの審査は、オーディション審査委員会の合議により行う。

- 2 オーディション合否決定は、オーディション審査委員会の合議の結果に基づきオーディション審査委員長が決定し、全ての審査終了後に審査結果をオーディション会場において発表する。
- 3 オーディションの合格者は、8人以内とする。
- 4 第1項の規定による決定については、いかなる異議及び不服の申立ても、これを認めない。

- 5 本オーディションは一般市民及び音楽愛好家を対象とした「おきでんシュガーホール新人演奏会」の出演者を選抜するものであり、オーディションの演奏曲目を演奏会で演奏することを基本とする事に留意して、選曲もその審査の対象とする。

(沖縄電力賞の決定)

第15条 オーディション審査委員会は、オーディション合格者のなかから沖縄電力賞を決定する。

- 2 沖縄電力賞は、グランプリ、優秀賞、沖縄賞、入選とする。なお、沖縄賞は、沖縄県出身者に授与するものとし、該当者がいない場合は選出しない。
- 3 オーディション審査委員会は、オーディションに出場したピアノ伴奏者のなかから、共演者賞を推薦することができる。

(練習時間)

第16条 主催者は、オーディション出場者に対し、別に定めるオーディションリハーサル期間中、シュガーホールにおいて、一人2時間以内の練習時間を提供する。

(集合日時)

第17条 オーディション出場者は、事務局が指定した日時に会場の所定の場所に集合しなければならない。

- 2 前項の指定した日時に集合できなかったオーディション出場者は、演奏をすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、オーディション審査委員会が運営上差し支えないと認めた場合は、その限りではない。

第3章 新人演奏会及び表彰

(新人演奏会)

第18条 オーディションの合格者は、新人演奏会に出演しなければならない。

- 2 新人演奏会の演奏曲目については、主催者と協議して決定する。
- 3 新人演奏会出演者に対し、出演料は支払わない。
- 4 新人演奏会への出演を棄権した場合は、オーディションの合格と沖縄電力賞を取り消し、以後、新人演奏会オーディションに応募することが出来ない。
- 5 新人演奏会出演者に係る経費の負担内容は、別表第3のとおりとし、主催者が負担する。
- 6 新人演奏会出演者は、同演奏会の広報活動に協力する。

(練習時間)

第19条 新人演奏会出演者は、別に定める期間中、シュガーホールにおいて、無償でリハーサルをすることができる。

(表彰等)

第20条 主催者は、新人演奏会出演者に対し、合格証を授与し、次に掲げる沖縄電力賞を授与する。表彰は、新人演奏会において行う。

- (1) グランプリ 奨学金 100万円 1人
- (2) 優秀賞 奨学金 50万円 1人
- (3) 沖縄賞 奨学金 20万円 1人
- (4) 入選 奨学金 10万円 5人以内(沖縄賞不選出の場合は6人以内)
- 2 主催者は、オーディション審査委員会からの推薦を受けた場合に限り、ピアノ伴奏者1人に対し共演者賞及び奨学金として10万円を授与する。
- 3 オーディションの結果は、沖縄タイムス紙面により紹介する。
- 4 第1項において授与される金銭について、日本の法律により税が課される場合において源泉徴収をする必要があるときは、これを控除して交付する。

(グランプリ受賞者に対する待遇)

第21条 沖縄電力賞グランプリの受賞者は、受賞後の実績に基づいて、シュガーホールでリサイタル等のコンサートを開催することができる。

第4章 雑則

(著作隣接権等)

第22条 新人演奏会オーディションに伴う演奏の録画、録音、写真撮影及びそれらを使用した著作物の使用に関する全ての権利は、主催者に帰属する。

(保険)

第23条 新人演奏会オーディションにかかる期間の保険等の手続きは、オーディション出場者又は新人演奏会出演者が自己の責任において行う。

(ビザ)

第24条 オーディション出場者及び新人演奏会出演者において、日本へのビザ取得が必要な場合は、本人が取得する。

(日本の法律への準拠)

第25条 この規約に関して発生する問題は、日本語の本規約に基づき、かつ日本の法律に準拠して解決される。

(委任)

第26条 この規約の実施に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和6年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月24日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

声楽部門	満20歳から28歳
ピアノ部門	満16歳から26歳
弦楽器部門	満16歳から26歳
管・打楽器部門	満16歳から26歳

* 当該年の4月1日時点とする。

別表第2（第10条関係）

演奏曲目

声楽部門	自由曲10分以内
ピアノ部門	自由曲20分以内
弦楽器部門	自由曲15分以内
管・打楽器部門	自由曲15分以内

* 但し、繰り返しは自由とする。

別表第3（第17条関係）

新人演奏会の出演に係る経費の負担内容

	負担の内容
新人演奏会出演者の沖縄への往復旅費	国内在住者 幹線往復航空券を提供 国外在住者 日本円で20万円を限度とした旅費を補助する。
新人演奏会出演者の滞在費（宿泊代及び朝食代をいう）	主催者が指定する宿泊施設を利用する場合に限り、3泊までは主催者で負担し、これを超える分は新人演奏会出演者で負担する。ただし、演奏会の広報活動や主催者表敬訪問への参加者については4泊までを主催者で負担する。
その他	主催者の判断により、やむを得ず必要とされる経費